

## 商法 Chapter 9

Date

/

Date

/

Date

/



会社の再編に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 合同会社が株式会社、合名会社又は合資会社になることは、会社法上の組織変更にあたる。
- イ 株式交換とは、1又は2以上の株式会社が、その発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。
- ウ 吸収分割又は新設分割をする場合、分割会社となるのは、株式会社、合同会社、合資会社、又は合名会社のいずれの会社でもよいが、承継会社又は新設会社となるのは、株式会社又は合同会社でなければならない。
- エ 吸収合併も事業譲渡も、会社の事業に重大な変更を生じるため、その決定には、原則として、株主総会の特別決議が必要とされる。
- オ 吸収合併では、消滅会社は法律上当然に解散するのに対し、事業譲渡では、全部譲渡の場合でも譲渡会社は当然には解散しない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

正解  
5

## [組織再編] 組織再編等

## ア 誤り

組織変更とは、①株式会社がその組織を変更することにより、合名会社、合資会社又は合同会社となること、又は②合名会社、合資会社又は合同会社がその組織を変更することにより、株式会社となることをいう（会社法2条26号）。合名会社、合資会社、合同会社の間における会社形態の変更は、持分会社の種類の変更にすぎず、会社法上の組織変更にはあたらない（同法638条参照）。

## イ 誤り

株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう（同法2条31号）。本記述の、1又は2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させる手続とは、株式移転手続のことである（同条32号）。

## ウ 誤り

吸収分割とは、株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう（同法2条29号）。また、新設分割とは、1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう（同条30号）。したがって、吸収分割又は新設分割において、分割会社となるのは、株式会社又は合同会社でなければならないが、承継会社又は新設会社となるのは、株式会社、合同会社、合資会社、又は合名会社のいずれの会社でもよい。

## エ 正しい

吸収合併も事業譲渡も、会社の事業に重大な変更を生じ、株主の利害関係に大きな影響を与えることから、原則として、株主総会の特別決議が必要とされている（同法783条、795条、309条2項12号、467条1項、309条2項11号）。

**オ 正しい**

吸収合併では、消滅会社は法律上当然に解散し（同法471条4号）、消滅会社の株主は対価として存続会社の株式等を受け取る。これに対して、事業譲渡では、全部譲渡の場合でも譲渡会社は当然には解散せず、会社はその後、事業目的を変更して事業を続けるか、解散して残余財産を株主に分配するかを選択することができる。

以上により、正しいものの組合せは肢5であり、正解は5となる。